

白川町庁舎建設基本計画（案）のパブリックコメントの実施について

白川町役場の現庁舎は、昭和32年に建設され、以降増改築を行いながら現在に至っています。耐震性能の不足、土砂災害特別警戒区域（レッド、イエローゾーン）内、施設の老朽化といったさまざまな課題を抱えていましたが、学校統廃合の問題や厳しい財政状況によりこれまで抜本的な解決を図ることができませんでした。

このような課題を解決するために、平成29年に発足した職員庁舎整備研究会、庁舎整備検討委員会、議会庁舎建設特別委員会などで新庁舎建設について検討を行ってきました。

今後、予想される東南海地震や大雨災害の発生に備え、庁舎の安全性や防災拠点としての機能の確保が急務となっていますが、耐震補強による大規模改修では老朽化による耐用年数の問題をはじめ、建物の分散化、バリアフリーへの対応など、以前からの課題を解決するには限界があるため、令和3年3月に策定した「白川町第6次総合計画」の中で、新庁舎の建設について位置付けを行いました。

懸案事項であった建設予定地について方針が決定し、本町が目指す新庁舎の建設指針となる基本的な考え方を示すため、令和3年4月に「白川町新庁舎整備基本方針」を策定しました。

この度の「庁舎建設基本計画」は、規模、整備手法、スケジュール、概算事業費といった事項を明らかにすることを目的とし、これに続く基本設計等の作成において、その指針となるものと位置づけられます。

今回、計画の素案がまとまりましたので、皆様のご意見をお寄せください。

1. 意見を募集する内容

白川町庁舎建設基本計画（案）

2. 募集期間

令和4年3月7日（月）～3月21日（月）

3. 意見の提出方法

計画案の公表場所に置いてある意見提出用紙（町ホームページからもダウンロードできます）に、必ず住所、氏名または団体名（団体の場合は代表者名も）、電話番号等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。なお、口頭、電話での意見はお受けできませんので、ご了承ください。

(1) 書面の提出 役場総務課財政係、各地区ふれあいセンター

(2) 郵便 〒509-1192 加茂郡白川町河岐715番地 白川町役場総務課財政係

(3) ファクシミリ 0574-72-1317

(4) 電子メール zaisei@town.shirakawa.lg.jp 又は LOGO フォーム

4. 意見を提出できる人

- ・町内在住または通勤している方
- ・町内に事務所又は、事業所がある法人や団体
- ・計画策定に利害関係を有する方

5. 公表の方法

- (1) 役場総務課事務所内での閲覧
- (2) 町のホームページへの掲載

6. 周知方法

- (1) 町のホームページへの掲載
- (2) すぐメール、ライン等

7. 提出された意見の取り扱い及び公表方法

- (1) 意見の内容（概要）及びこれに対する実施機関の考え方を公表します。氏名などは公表しません。
- (2) いずれの方法で提出される場合も、氏名と住所が記入されていない場合は、受付しません。
また、各意見に対する個別の回答はしませんので、ご了承ください。
- (3) 内容が類似する意見はまとめて公表する場合があります。
- (4) 計画を修正した際は、修正内容を公表します。

（役場総務課財政係【白川町役場内】 72-1311 内線216）